

ふみ みやこ
「文の京」ハートフルプラン
文京区地域福祉保健計画
保健医療計画

令和6年度～令和11年度

概要版

第1章 策定の考え方

1 計画の目的

健康をめぐる社会環境をみると、我が国においては、世界有数の長寿国であり、文京区（以下「本区」という。）の高齢化率は今後も上昇することが見込まれており、高齢者が自分らしくいきいきと生活し、住み慣れた地域で安心して暮らすための支援として、在宅療養体制の構築や認知症の対策が重要となります。

また、疾病全体に占める悪性新生物（がん）、虚血性心疾患、脳血管疾患、糖尿病等の生活習慣病を抱える人が20世紀後半から増加しています。本区の区民の主要死因も生活習慣に起因する疾患が半数以上となっています。このため今後、さらに高齢化が進み、生活習慣病患者の増加により、医療や介護にかかる負担が年々増加していくことが予測されており、国の「健康日本21」において、平均寿命だけでなく、健康で自立した生活を送ることができる健康寿命の延伸が求められています。

一方で、世帯の小規模化、核家族化に伴い、子育てに戸惑いや不安を感じる保護者は少ない状況です。このような中、妊娠から出産、子育て期にわたり、切れ目のない支援を行い、安心して子どもを産み、健やかに育てるための家庭や地域の環境づくりが引き続き重要となります。

さらに、感染症や食中毒の予防など、日々の生活を送る上での安全・安心の確保を図ることも重要です。

このような課題に的確に対応するため、「健康づくりの推進」、「地域医療の連携と療養支援」、「健康安全の確保」を柱とした保健医療施策全般にわたる総合的な計画として「保健医療計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

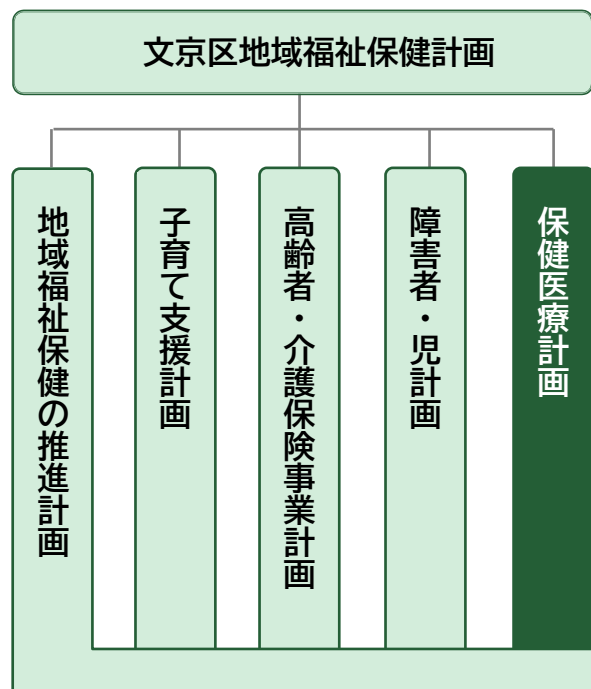
保健医療計画は、全ての区民等を対象とする計画として、健康増進法に基づく「市町村健康増進計画」及び食育基本法に基づく「市町村食育推進計画」を一体的に策定するものです。

■計画名と根拠法令

法律に基づく計画名	根拠法令	本区における計画名
健康増進計画	健康増進法第8条第2項	保健医療計画
食育推進計画	食育基本法第18条第1項	

また、区の基本構想に掲げる将来都市像の実現に向け、その基本理念、将来像等を踏まえて策定する、本区の福祉保健施策を推進するための基本となる総合計画である文京区地域福祉保健計画の分野別計画の1つです。

さらに、国の「健康日本21（第三次）」の地方計画の性格を有するものとして、都の「東京都健康増進プラン21（第三次）」を、国の「第4次食育推進基本計画」の地方計画の性格を有するものとして、都の「東京都食育推進計画」を踏まえるとともに、医療法に基づく都の「東京都保健医療計画」とも調和・整合を図って策定したものです。



3 計画改定の検討体制

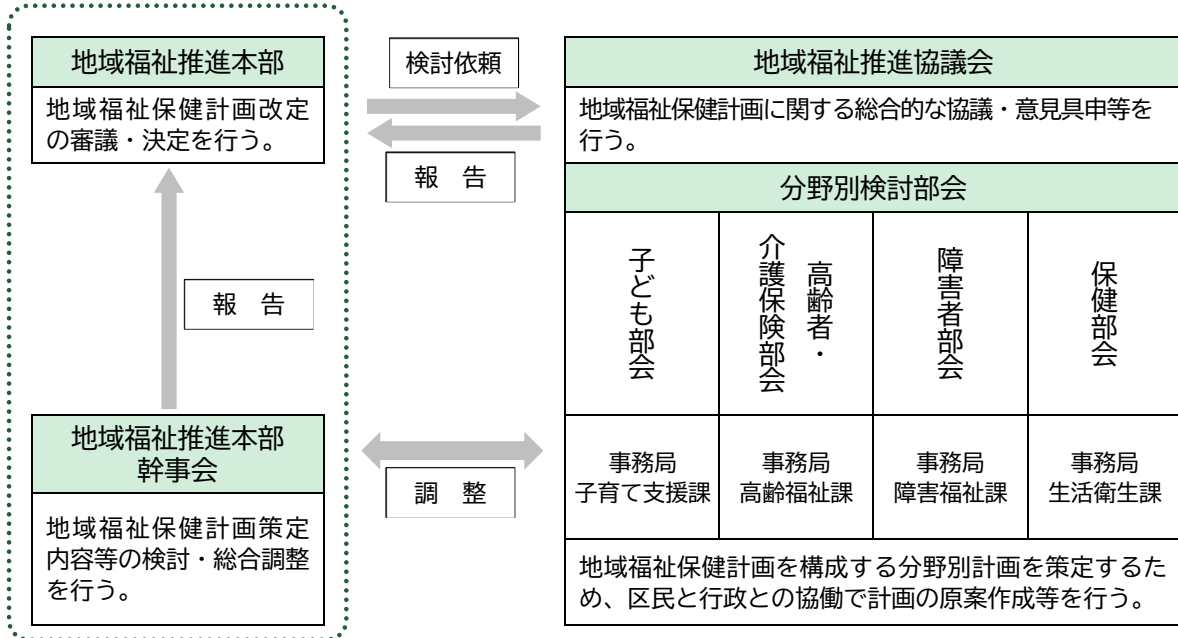
本計画の改定に当たっては、学識経験者、福祉保健関係団体の代表者、公募区民等で構成する地域福祉推進協議会及びその検討部会である地域福祉推進協議会保健部会における検討を踏まえて、改定を行いました。

なお、これらの会議は全て公開とし、広く区民に開かれた審議を行いました。

計画の検討経過については、ホームページで公表するとともに、パブリックコメント（区民意見公募）の実施や区民説明会の開催により、区民の意見・要望を十分に把握し、計画への反映を図りました。

また、区の庁内組織である地域福祉推進本部及び地域福祉推進本部幹事会において、福祉保健に関連する部署間の緊密な連絡調整等を図り、計画の組織横断的な検討・総合調整を行いました。

■ 計画改定の検討体制



4 計画の期間

本計画は令和6年度から令和11年度までの6年を計画期間とします。

区分	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
総合戦略 「文の京」	前期 「文の京」総合戦略			今期 「文の京」総合戦略				次期計画	
福祉保健計画 文京区地域	前期 文京区地域福祉保健計画			今期 文京区地域福祉保健計画			次期 文京区地域福祉保健計画		
医療計画 文京区保健	前期 文京区保健医療計画			今期 文京区保健医療計画					

5 計画の推進に向けて

【推進体制】

本計画は、「健康増進計画」と「食育推進計画」を一体的に策定しており、保健、福祉、介護、教育など多岐にわたる関係各部署が、情報の共有と連携を深めて、ともに実施することによって推進していきます。

また、「計画事業」を着実に推進するため、区民主体による健康づくりの実践と併せ、区民、関係団体、行政が一体となって取り組みます。

【計画の周知】

本計画は、だれもが気軽に閲覧できるよう、区のホームページに掲載し、区内の公共施設等に設置します。

また、計画事業等についての具体的な情報は、区報、インターネット、ソーシャルメディアの活用や、対象者への個別通知等を行うほか、関係団体等の多様な経路を用いて幅広く周知を進めていきます。

【計画の評価】

本計画を着実かつ効果的に実施し、総合的な事業の点検・評価を行うため、進行管理対象事業及び行動目標を掲げています。

また、区民、学識経験者等で構成する地域福祉推進協議会において、区民等の意見を検討・反映させながら、進行管理を行っていきます。

●進行管理対象事業

本計画において、区が取り組むべき特に重要な事業については、計画目標を掲げ進行管理を行っていきます。

また、計画期間が令和6年度から令和11年度であるため、進行管理対象事業の計画内容は令和11年度末に設定しています。

●行動目標

本計画では、進行管理対象事業のほかに、健康づくりの分野において行動目標を掲げています。

健康づくりの推進は、区民の意識と行動の変容が必要であることから、望ましい状態を行動目標として設定し、区民に周知するとともに、区民の主体的な健康づくりの取組を支援していくものです。

また、行動目標の評価及び次期計画の策定資料とするため、健康に関するニーズ調査を令和10年度に実施します。そのため、行動目標は令和10年度に設定しています。

●庁内体制

本計画の推進に当たっては、区の庁内組織である地域福祉推進本部において計画の進捗状況を集約し、総合的及び体系的に推進していきます。

第2章 計画の基本理念・基本目標

1 基本理念

人間性の尊重

だれもが、個人として尊ばれ、人間性が生かされるとともに、人権が尊重される地域社会を目指します。

自立の支援

だれもが、自分の意思に基づき、自らの選択のもとに自立した生活を営み、自己実現できるよう支援します。

支え合い認め合う地域社会の実現

ノーマライゼーション^{※1}やソーシャルインクルージョン^{※2}の理念に基づき、だれもが、主体的に社会参加でき、相互に人格と個性を尊重し、支え合い、ダイバーシティ^{※3}を推進する地域社会の実現を目指します。

健康の保持・増進

だれもが、健康で安全な生活を享受でき、生涯を通じて健康を保持・増進することができる地域社会を目指します。

協働による地域共生社会の実現

だれもが、地域の課題を把握し、解決するための活動に、当事者意識をもって、主体的に参画・協働し、分野を超えてつながる地域づくりを推進します。

男女平等参画の推進

一人ひとりが互いに人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮していきいきと暮らせる地域社会を目指します。

2 計画の基本目標

- だれもが、いきいきと自分らしく、健康で自立した生活を営める地域社会を目指します。
- だれもが、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、必要な福祉保健サービスを自らの選択により利用でき、互いに支え合う地域社会を目指します。
- だれもが、地域、暮らし、生きがいとともに創り、互いに高め合い、役割を持つことができる地域社会を目指します。

※1 ノーマライゼーション (normalization) : 障害のある人もない人も、子どもも高齢者も、だれもが地域で普通 (ノーマル) の生活を送ることを当然とし、ともに支え合って普通の生活ができる社会を創造すること。また、その考え方をいう。

※2 ソーシャルインクルージョン (social inclusion) : すべての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合うという理念をいう。

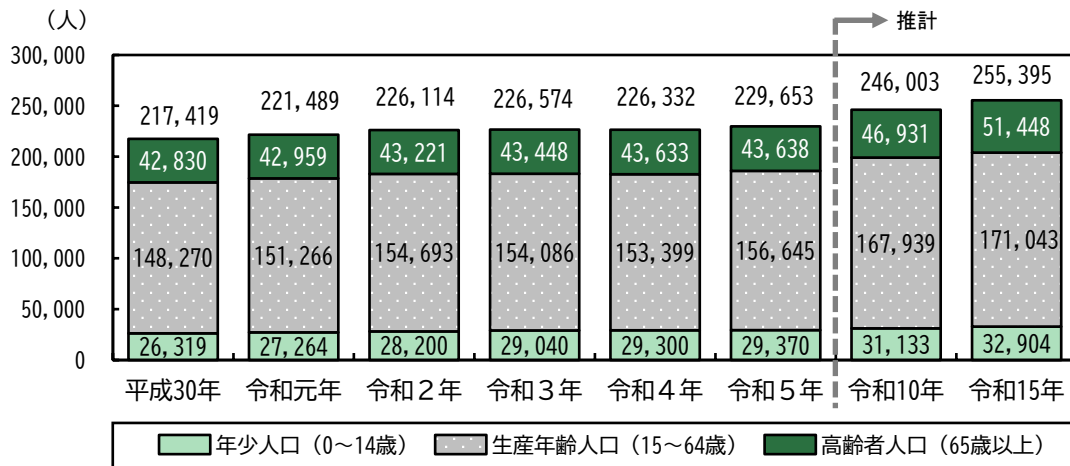
※3 ダイバーシティ (diversity&inclusion) : 性別 (性自認及び性的指向を含む。)、人種、国籍、宗教、経歴、障害の有無など人それぞれの「違い」を「多様性」として認め合い、互いを尊重し、だれもが暮らしやすい社会の実現を目指す考え方をいう。

第3章 保健医療を取り巻く現状と課題

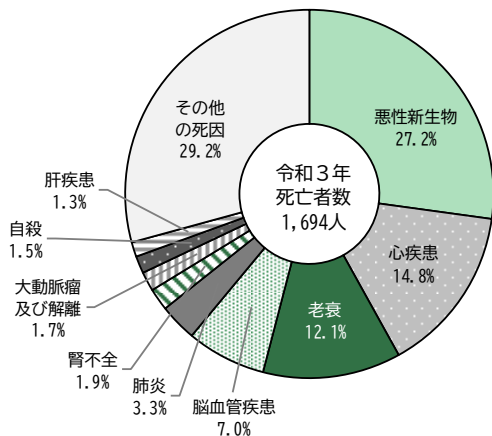
1 区民の健康動向等

(1) 人口の状況

■年齢3区分別人口の推移と推計



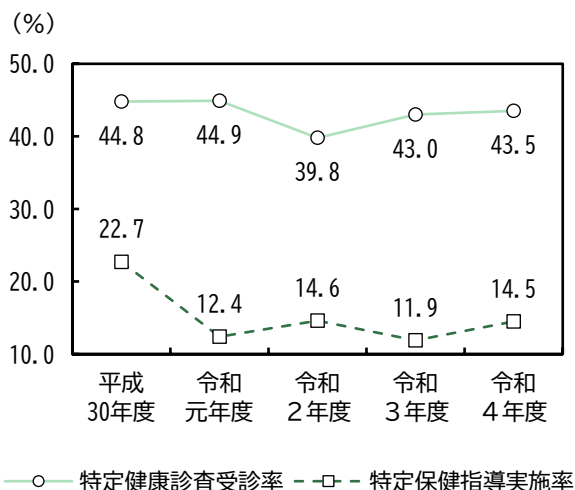
■主要死因別死亡の状況



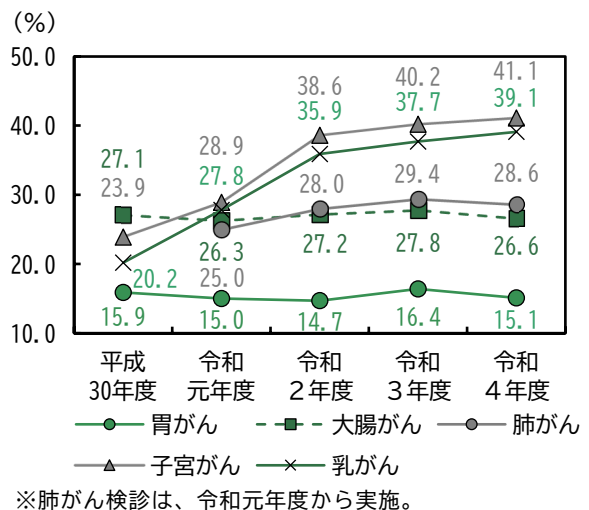
■65歳健康寿命

年次	65歳健康寿命	
	男性	女性
平成29年	83.0歳	86.1歳
平成30年	83.4歳	86.2歳
令和元年	83.6歳	86.5歳
令和2年	83.8歳	86.7歳
令和3年	83.7歳	86.8歳

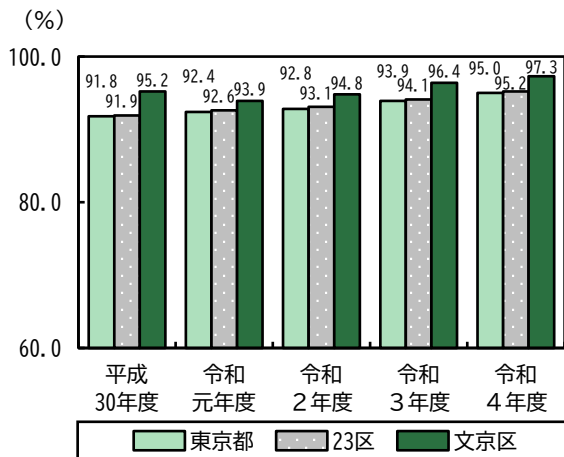
■特定健康診査・特定保健指導の推移



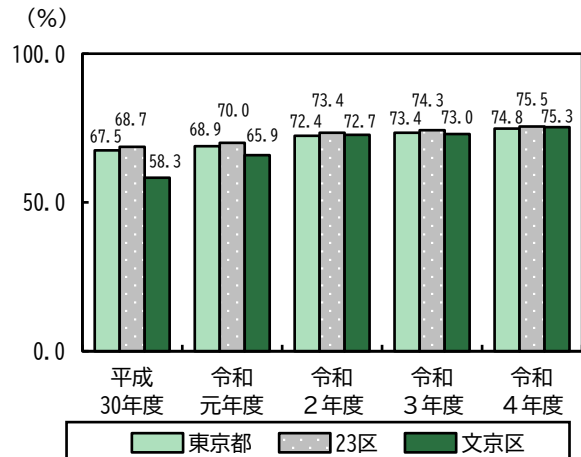
■各種がん検診の受診状況



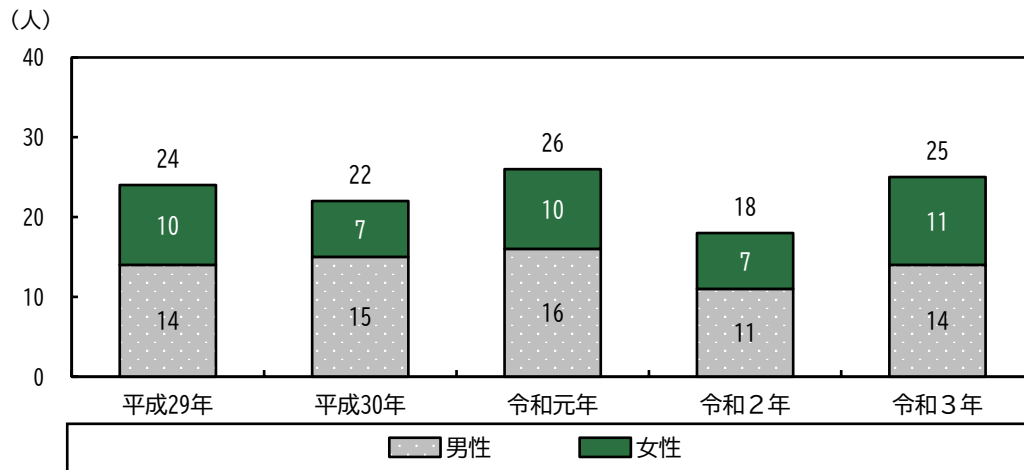
■ 3歳児でむし歯のない児の割合の推移



■ 12歳児でむし歯のない児の割合の推移



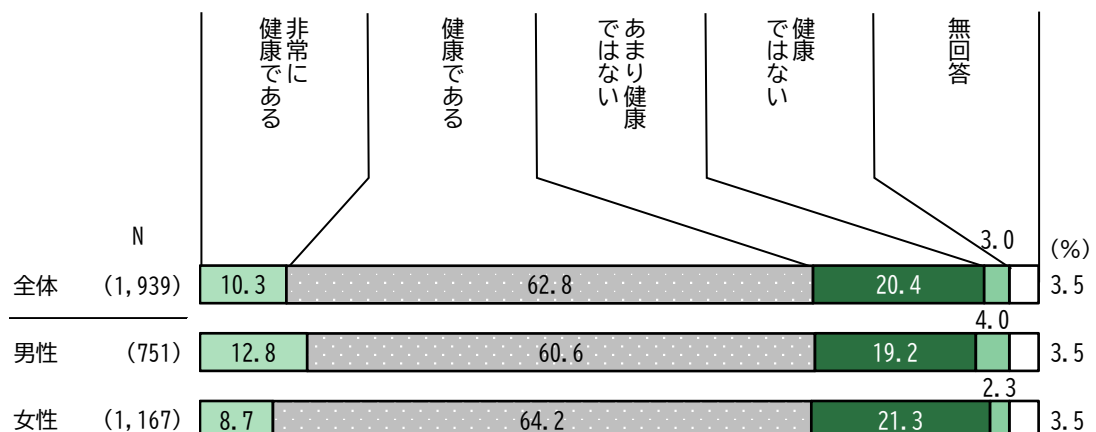
■ 自殺者数の推移



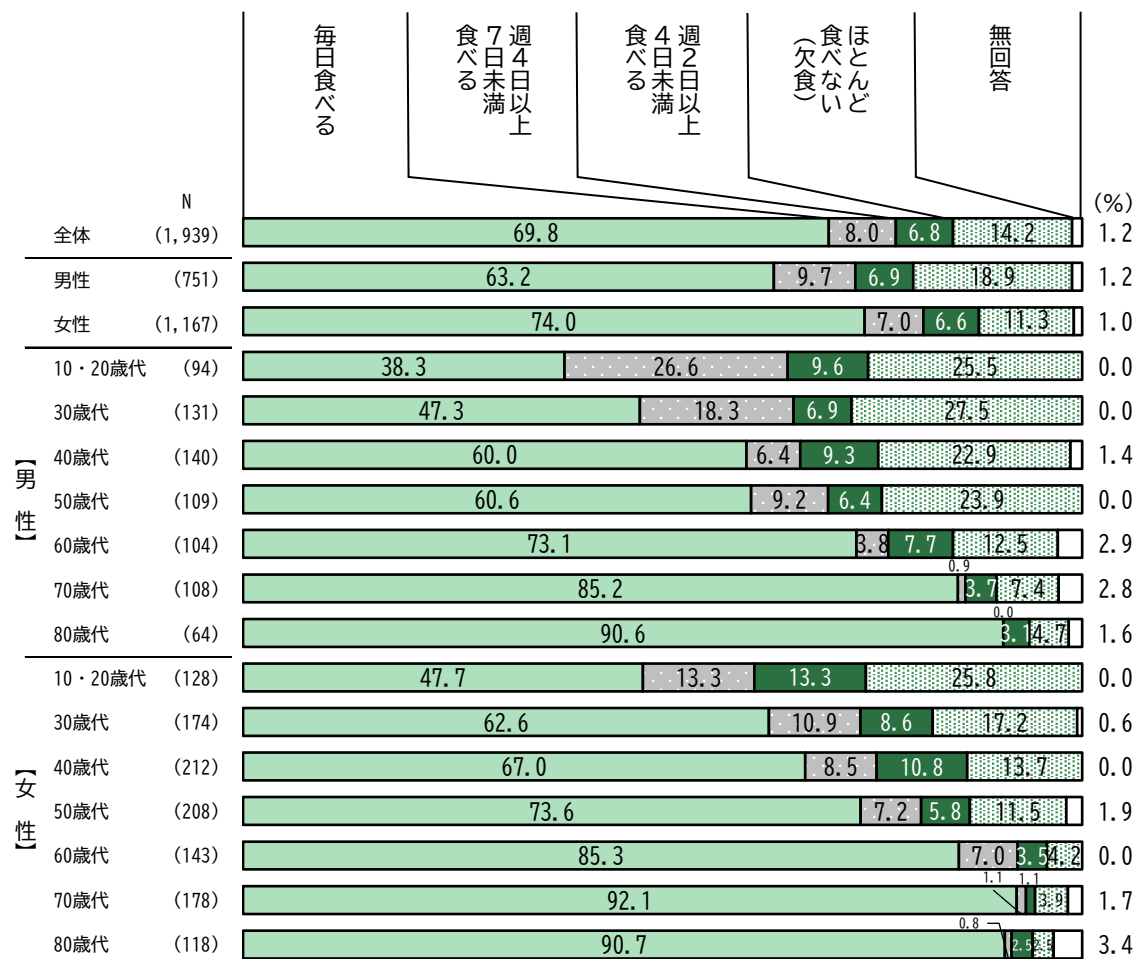
(2) 健康に関するニーズ調査

本計画の改定に先立ち、令和4年度に、区民の健康状態や健康管理の方法、健康づくりに関する要望等を把握するための調査を実施しました。調査の対象は、18歳以上89歳以下の文京区在住者4,800人で、有効回答数は1,939、有効回答率は40.4%となっています。以下に主な調査結果について示します。

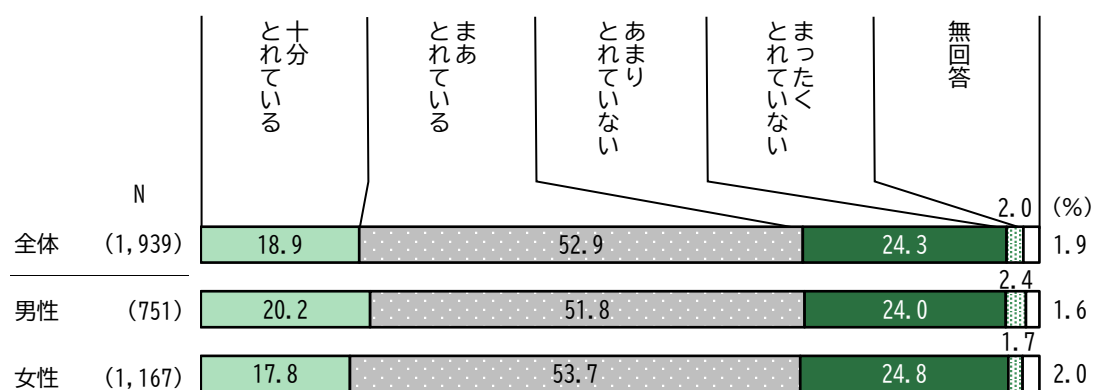
■ 健康感



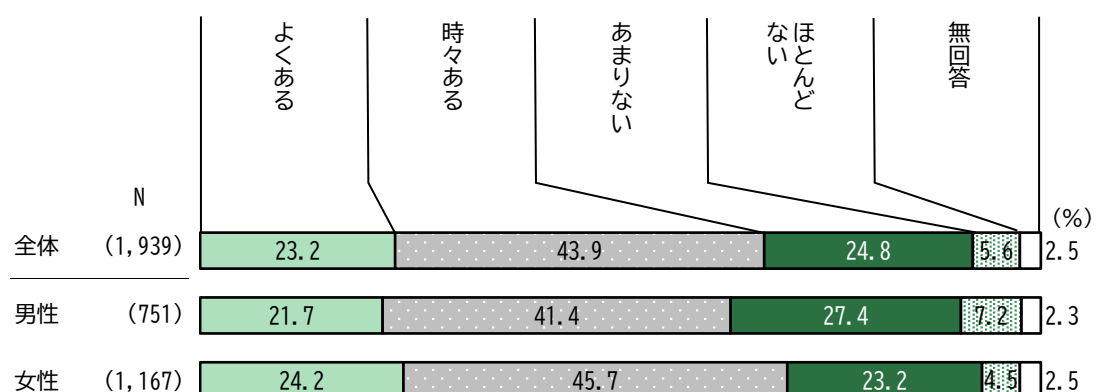
■朝食の摂取頻度



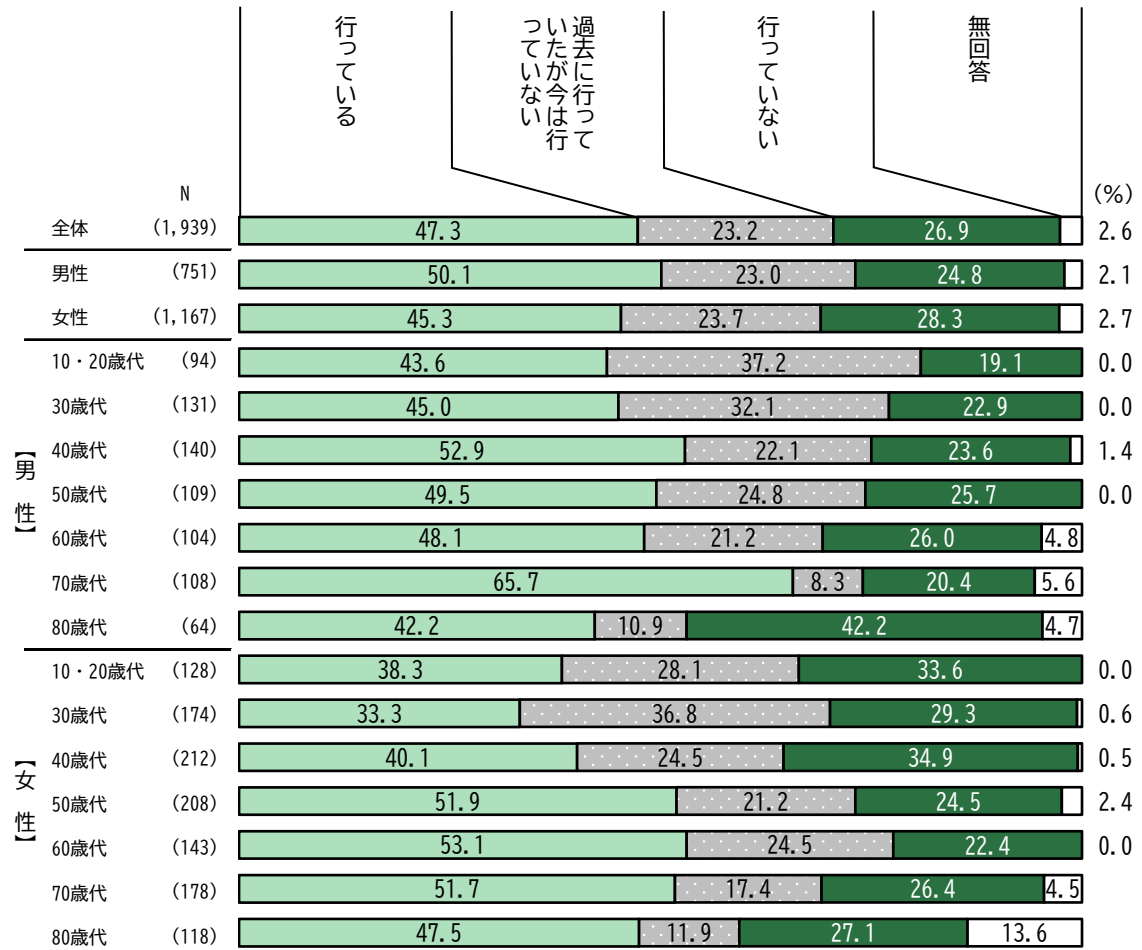
■睡眠による休養の充足感



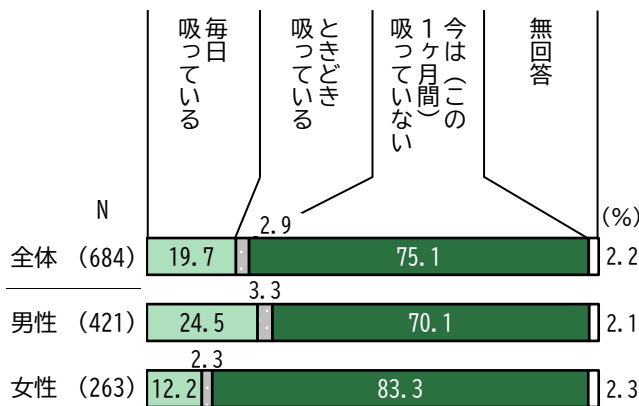
■悩みやストレスの状況



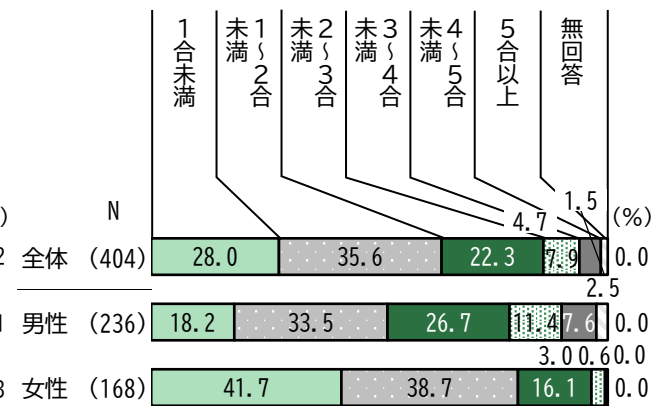
■運動の実施状況



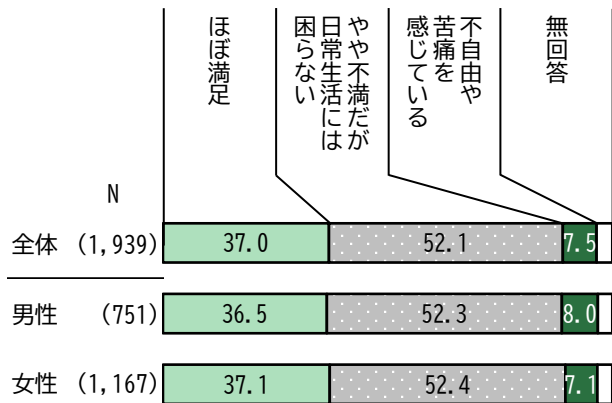
■現在の喫煙状況



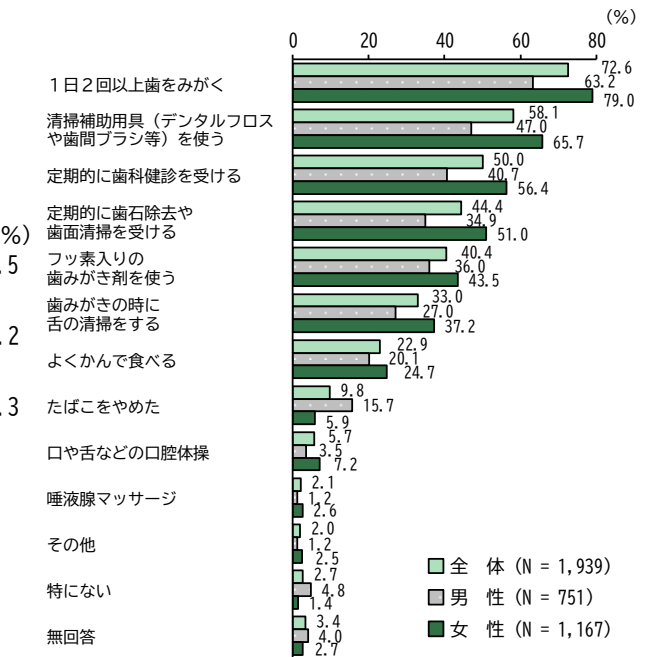
■週5日以上飲酒する人の1日あたりの飲酒量



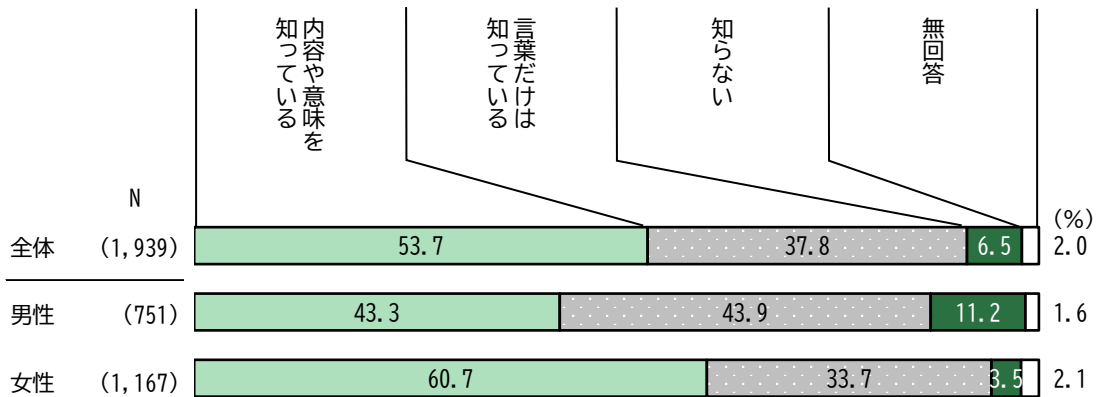
■ 歯や歯肉、口腔状態の満足度



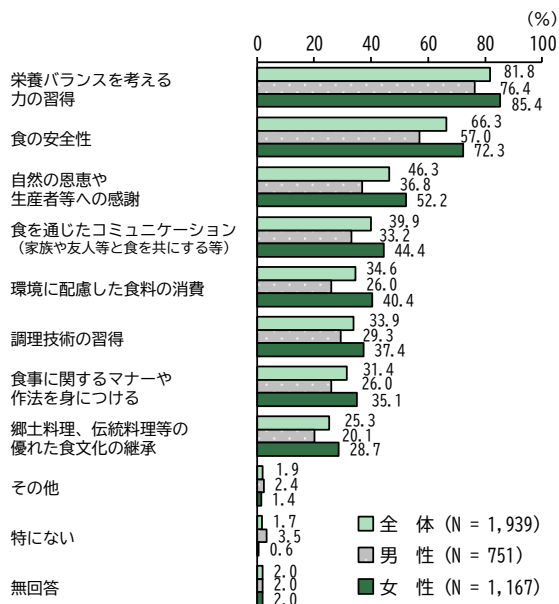
■ 歯や歯肉、口腔の健康のために実践していること



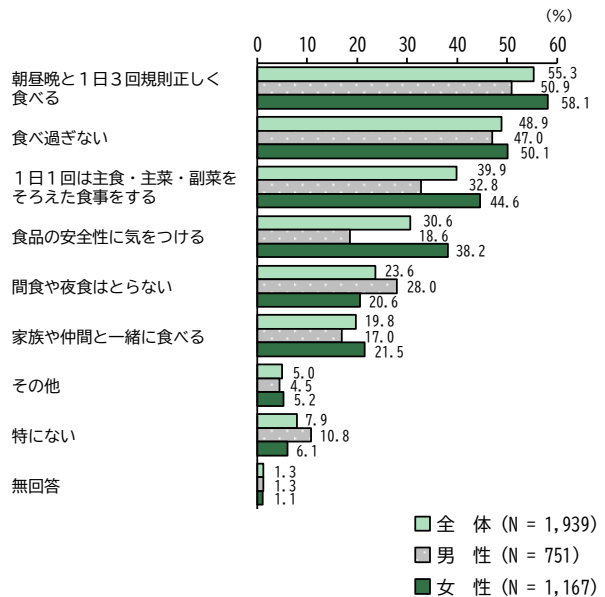
■ 食育の認知度



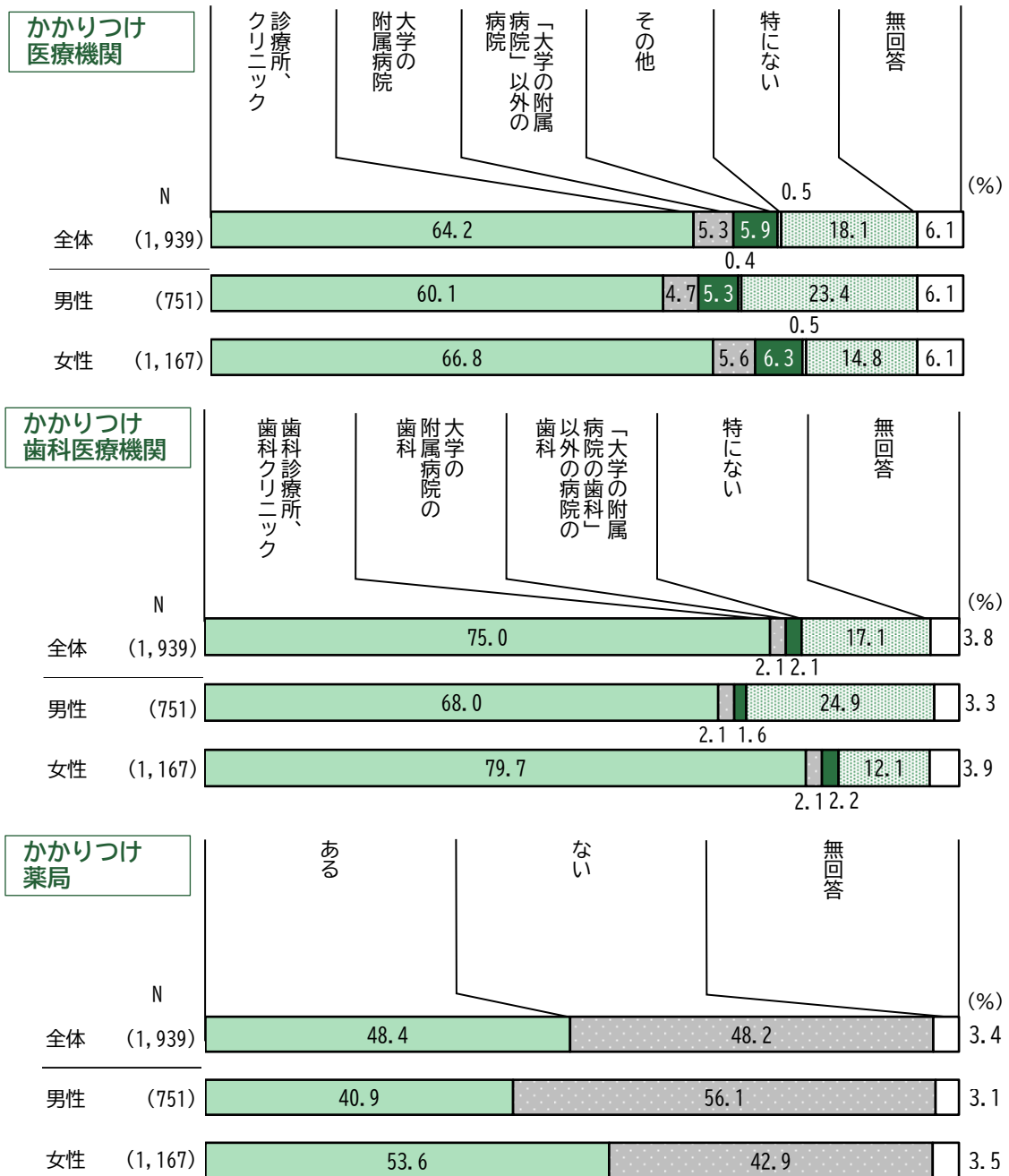
■ 食に関して重要だと思うこと



■ 健康のために食生活で実践していること



■かかりつけ医療機関・歯科医療機関・薬局の有無



(3) 高齢者等実態調査

区では令和4年度に、高齢者の日常生活の実態、介護予防や健康への取組及び在宅生活の継続等を把握するため、要介護1～5以外の65歳以上の介護保険被保険者を対象とした「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」、要介護認定を受けていない50～64歳の介護保険被保険者を対象とした「50歳以上の現役世代調査」、在宅の要介護認定者及びその家族を対象とした「在宅介護実態調査（郵送）」、在宅の要介護認定者（要介護4、5）及びその家族を対象とした「在宅介護実態調査（聞き取り）」を実施しました。

2 保健医療の現状

(1) 健康づくりの推進

○健康的な生活習慣の確立

- ・区民の主要死因は、「がん（悪性新生物）」が第1位、「心疾患」が第2位、「老衰」が第3位、「脳血管疾患」が第4位、「肺炎」が第5位となっています。また、「腎不全」、「大動脈瘤及び解離」、「肝疾患」、「慢性閉そく性肺疾患」、「糖尿病」、「高血圧性疾患」といった生活習慣に起因する疾患は、死亡者全体の約56%となっています。
- ・令和4年度に実施した区の健康に関するニーズ調査（以下、「ニーズ調査」。）では、健康に気をつけている具体的な内容として、食事等に気を配っている人が多く、また、過半数の人が定期的に健康診査を受けると回答していますが、運動・スポーツを実施している人は、50%を下回っています。
- ・ニーズ調査では、たばこが健康に及ぼす影響の認知度について、「がん」が93.7%と最も高く、アルコールの過剰摂取による健康障害や社会問題の認知度については、「アルコール依存症」が87.3%と最も高くなっています。

○健康的な栄養・食生活の推進

- ・朝食をはじめ、1日3回規則正しく食べることは、必要なエネルギーや栄養素を補い、生活リズムを整えることにつながります。ニーズ調査では「朝昼晩と1日3回規則正しく食べる」と回答した10・20歳代は40%程度、また、「朝食をほとんど食べない」と回答した10・20歳代は25%程度となっており、他の年代よりも朝食をとらない傾向にあります。

○こころの健康づくりの推進

- ・ニーズ調査では、労働時間が長いほど、睡眠で「休養が十分とれている」人の割合が低くなり、労働時間が70時間以上では「休養が十分とれていない」人の割合は50%を超えています。
- ・ニーズ調査では、毎日の生活の中で悩みやストレスを感じる人が67.1%います。ストレスの影響を強く受けるかどうかは個人差がありますが、過度のストレスが続くと、精神的な健康や身体的な健康に影響を及ぼすため、適度な解消が求められています。また、精神的な不調の際に、医療機関等専門機関に相談や治療をしようと思わない人の割合の方が高くなっています。

○女性の健康づくりの推進

- ・ニーズ調査では、食生活や栄養について等、女性の方が男性より健康に気を遣っている傾向ではありますが、生活習慣病の健診等の受診状況や運動の実施状況は、女性の方が低くなっています。

○歯と口腔の健康づくりの推進

- ・ニーズ調査では、歯科健診の受診意向は、全体では63.6%が受診したいと思っており、かかりつけ歯科医療機関がある人の割合は79.2%となっています。また、歯や歯肉、口腔の健康のために実践していることは、女性の方が男性より高い項目が多い傾向にあります。

○がん対策の推進

- ・「がん（悪性新生物）」は区の死因の第1位であり、主要死因別死亡率の27.2%を占めています。年齢階級別にみると、60～64歳で急増し、以降85～89歳までの年齢階級の主要死因第1位となっています。
- ・区の各種がん検診の受診率は、令和4年度において「胃がん検診」が15.1%、「大腸がん検診」が26.6%、「肺がん検診」が28.6%（元年度より開始）、「子宮がん検診」が41.1%、「乳がん検診」が39.1%となっています。（受診率は、都において採用されている対象人口率を用いて算出）

○妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援

- ・区の出生数は、平成28年をピークに増減を繰り返しながら推移していましたが、令和3年は前年比約200人減と大きく減少しています。
- ・妊娠期や乳幼児期から発達段階に応じた各種健診や情報提供を行っています。平成27年度から開始した文京区版ネウボラ事業に加え、令和5年3月からは経済的支援と一体となった伴走型相談支援も開始し、妊娠から出産、子育て期にわたる切れ目ない支援により身近な場での妊産婦の方等を支える仕組みの充実を図っています。

○高齢者の健康づくり

- ・年齢を重ねることで食欲や筋力が低下するなど、心身の活力が低下してしまう状態「フレイル」が問題となっています。

○食育の推進（文京区食育推進計画）

- ・ニーズ調査では、食に関して重要だと思うことは、「栄養バランスを考える力の習得」「食の安全性」「自然の恩恵や生産者等への感謝」「食を通じたコミュニケーション（家族や友人等と食を共にする等）」の順に高く、女性の方が男性よりも興味・関心が高くなっています。ただし、「家族や仲間と一緒に食べる」が実践されているのは、全体で19.8%にとどまっています。

(2) 地域医療の連携と療養支援

○地域医療連携の推進

- ・区民に切れ目のない適切な医療を確保し、地域医療の連携強化を図る目的で設置した地域医療連携推進協議会において、地域医療の供給において課題となっている医療機関同士の連携について検討しています。各分野における課題の整理を行うため、下部組織として小児初期救急医療検討部会、高齢者・障害者口腔保健医療検討部会、在宅医療検討部会を設置し、それぞれ協議・検討を行っています。

○災害時医療の確保

- ・大規模災害の発生に備え、区内医療関係団体等と連携し、災害時医療体制の整備を進めています。災害時に避難所に設置する医療救護所において、医師等が円滑に医療救護活動を行えるよう参集名簿を作成・更新しているほか、医師等を対象としたトリアージ研修を実施しています。また、災害用医療資器材・医薬品を適切に備蓄し管理するとともに、防災課が実施する避難所総合訓練に参加しています。
- ・近年、大規模災害として地震以外にも台風等風水害による停電等の懸念もあり、要医療援護者のうち、停電時に特に支援が必要な在宅人工呼吸器使用者の安全確保の必要性は高まっています。

○精神保健医療対策

- ・精神保健医療施策は、精神科の長期入院患者の地域移行が課題となっています。地域生活中心の生活に向け、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育に関する施策の総合的な取組を進めることにより、地域で安心して生活できる仕組み作りを進めています。
- ・自殺対策としては、「文京区自殺対策計画（令和元年度～令和5年度）」の計画期間終了に伴い、昨今の社会情勢の変化や国や都の政策動向、実態調査結果等を踏まえ、計画を改定しました。

○在宅療養患者の支援

- ・難病や公害による健康被害等で長期に療養している患者がいます。また、ニーズ調査では、通院の具体的な内容について、気管支喘息等の「アレルギー疾患」と回答した人の割合が14.6%であり、平成28年度の調査（9.6%）から約5ポイント増え、特に女性では年齢が下がるほど高く、10・20歳代で4割台半ばとなっており、アレルギー疾患の患者は増加傾向となっています。
- ・「難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号。）」が施行され、難病患者に対する医療費助成等が法で明確に位置付けられました。

(3) 健康安全の確保

○健康危機管理体制の強化

- ・令和2年1月に国内で初めて検知された新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、「文京区版保健・医療提供体制確保計画」を策定し、医師会等と連携して地域での医療提供体制を充実するとともに、感染状況に応じた全庁的支援体制の構築や業務委託等の活用により、保健所体制を強化し、適切な感染症対応を行ってきました。
- ・新型コロナウイルス感染症に関するこれまでの取組を踏まえ、持続可能な保健所の健康危機管理体制構築に向けて、感染症法に基づく「予防計画」を策定しました。

○感染症対策

- ・わが国では令和3年、人口10万人当たりの結核罹患率が9.2と初めて10を切り、結核「低まん延国」となりました。令和4年も罹患率は8.2と、引き続き「低まん延国」の水準を継続しており、区の罹患率は6.6となっています。しかしながら、全国で見ると未だ年間1万人以上が感染しており、結核は決して過去の病気ではありません。高齢化に伴う合併症や国際化の進展に伴う外国出生患者の増加、薬剤耐性結核への対応など、結核を取り巻く状況は複雑化しています。
- ・都内における令和4年の梅毒報告数が3,677件となり、平成11年の調査開始以来、最多となりました。
- ・国は麻しん・風しんワクチンの接種率の目標を95%以上としており、区でも近年第1期、第2期ともに、95%以上で推移してきました。しかし、新型コロナウイルス感染症の拡大以降、第2期で95%を下回る年が発生しています。
- ・新型コロナウイルス感染症の対応において、システム導入等ICT^{※4}の活用により、保健所の感染症対応業務の効率化を図り、正確で迅速な患者管理に取り組むとともに、感染症のまん延防止に努めてきました。

○医療安全の推進と医務薬事

- ・診療所、歯科診療所、助産所その他の医療施設、薬局や医薬品販売業者等の監視指導を行っています。
- ・「患者の声相談窓口」で、看護師が電話相談による相談事業を行っており、診療所についての相談件数が最も多くなっています。

○食品衛生の推進

- ・飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、区民が健康で快適な食生活を過ごすために、食品関係取扱施設等へ、各種法令に基づく監視指導や調査、食品衛生思想の普及啓発を行っています。また、食品衛生関係の苦情が寄せられた場合には速やかに調査を行い、適切な処置と解決に努めています。

※4 ICT：Information and Communication Technologyの略。情報(information)や通信(communication)に関する技術の総称。

○環境衛生の推進

- ・より安全で快適な生活環境の確保を目指し、区内の様々な環境衛生関係営業施設に対して、衛生状態を確保するための監視指導や営業者自らによる自主管理推進事業を実施しています。

○動物衛生の推進

- ・動物の飼養指導員・犬猫の正しい飼い方普及員制度を継続して取り組み、飼い主のモラル向上のための普及啓発活動に努めるほか、飼い主のいない猫の不妊・去勢手術や譲渡の推進を行い、動物との共生社会の構築を目指しています。

|| 3 保健医療の課題

(1) 健康づくりの推進

○健康的な生活習慣の確立

- ・健康の保持増進のため、区民一人ひとりに、適切な食習慣や運動習慣など健康的な生活習慣の必要性を周知し、主体的な生活習慣改善を促す必要があります。
- ・生活習慣病予防は、発病予防、早期発見・早期治療、そして重症化予防が大切であることから、区民が健康管理に努められるよう、健康に寄与する様々な機会を提供するとともに、健康診査・保健指導のさらなる推進を図る必要があります。
- ・たばこやアルコールの過量摂取による健康被害を防ぐため、それぞれの健康に与える影響に関する正しい知識の普及・啓発を行い、止めたい意思を持つ方の支援を、さらに強化する必要があります。

○健康的な栄養・食生活の推進

- ・健康づくりへの関心が希薄な若年層に向けて、将来に備えた意識の醸成を図る取組をさらに充実する必要があります。

○こころの健康づくりの推進

- ・休養の重要性、ストレスへの対処法や医療機関受診等のメンタルヘルスに関する正しい知識の普及とともに、身近な人の健康状態に気を配り、必要に応じて支援につなげられる体制の充実を図る必要があります。

○女性の健康づくりの推進

- ・女性は生涯を通じてホルモンバランスが大きく変動し、その影響でこころと身体に様々な変化が生じることから、ライフステージの特徴に応じた健康づくりのポイントについて、さらなる周知、啓発を図る必要があります。

○歯と口腔の健康づくりの推進

- ・歯と口腔の健康が全身の健康と密接にかかわっていることを周知し、ライフステージに応じた口腔の健康づくりの支援（口腔ケアの普及）や歯周疾患検診の受診率向上を図るとともに、かかりつけ歯科医の定着を図っていく必要があります。
- ・区の歯周疾患検診については、令和5年度から20歳・25歳も対象としました。受診勧奨と、歯や歯肉、口腔の健康維持を行うよう、さらなる啓発を行う必要があります。

○がん対策の推進

- ・がんの早期発見及び早期治療を図るために、さらなる受診率の向上を図っていく必要があります。特に、特定健康診査と同時受診が可能な大腸がん検診、肺がん検診については、対象者に受診を促す工夫を図る必要があります。
- ・がん検診受診の結果、要精密検査となった場合、必ず受診するよう区民に対して周知啓発を図っていく必要があります。
- ・がん患者への支援については、地域医療連携等による医療相談や、若年がん患者への支援など、がん患者とその家族の地域生活に向けた支援を拡充していく必要があります。

○妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援

- ・妊娠、出産、新生児期や乳幼児期は、母親にとって慣れない子育てに戸惑いや不安を強く感じやすい時期であることから、母子の身体的・精神的・社会的状況等を確認しながら、父親の育児参加を促し、子育て家庭の心身の負担や育児不安の軽減を図っていく必要があります。
- ・子どもが自分の身体について正しく理解し、適切な生活習慣を形成していくために、健康に関する知識を習得する機会を提供し、関係機関と連携しながら、喫煙、飲酒、薬物、性などの問題への早期発見・介入や相談支援等の取組を強化する必要があります。

○高齢者の健康づくり

- ・健康寿命の延伸に向け、高齢者の自主的な健康づくりの支援や、積極的に社会参加ができるための活動を支援するなど、高齢期の心身機能の加齢による変化を踏まえた生活習慣の改善を図り、フレイル予防に繋げることが必要です。

○食育の推進（文京区食育推進計画）

- ・食に対する意識や実践状況は性別や世代により異なり、自分に適した食生活を送ることができるよう、イベントや講習会をはじめ、情報提供等を通じて普及・啓発を行う必要があります。
- ・関係機関、生産者や事業者といった食に携わる多様な関係者が連携、協働して、食育推進のための活動を実践しやすい環境づくりを進める必要があります。

(2) 地域医療の連携と療養支援

○地域医療連携の推進

- ・医療と介護、地域でのそれぞれの実情を踏まえ、地域での在宅療養生活を支えていくための医療情報の理解や地域資源の把握と関係機関の連携の推進が必要です。

○災害時医療の確保

- ・災害時の医療救護活動を的確かつ迅速に実施するため、今後も、医療救護所で医療救護活動を行う医師等が速やかに参集できる体制を整えるとともに、医師等が傷病者のトリアージや応急処置を円滑に行えるよう、手順等を把握しておく必要があります。また、災害用医療資機材・医薬品については、適切なものを常時備蓄してあるかの確認や更新が必要となります。
- ・区が把握している在宅人工呼吸器使用の災害時個別計画作成対象者は、保健師等関係者の対象者への積極的な働きかけにより支援につながっているケースが多くなっています。引き続き、関係機関が連携し、新規対象者への計画作成の働きかけや既作成者の現状に応じた計画の見直しを行っていく必要があります。

○精神保健医療対策

- ・メンタルヘルス・ファーストエイド^{※5}の考え方を活用し、精神疾患や精神障害に関する普及啓発を推進することで、精神疾患に関する誤解や偏見をなくし、暮らしやすい地域づくりを進める必要があります。
- ・こころの不調や病を抱える人たちに対しては、様々な機会を通じて相談に応じ、必要な医療に結びつけ、治療を継続できるよう支援する必要があります。
- ・長期入院者の地域移行を促進するため、基盤整備のための取組を進める必要があります。
- ・うつ病等の精神疾患は、自殺との関連が深いことから、精神疾患の早期発見、早期支援につなげられるよう、自殺対策に関する理解の促進、人材の育成、区内関係機関との相談機能や支援体制を強化する必要があります。

○在宅療養患者の支援

- ・難病患者や呼吸器疾患で長期に療養している公害認定患者等の健康保持、増進のための事業について、患者のニーズに合わせた事業継続が必要です。
- ・また、気管支喘息等アレルギー疾患の患者も増加傾向であるため、発症予防及び健康回復につながる事業を現状に合わせて検討、実施していく必要があります。

※5 メンタルヘルス・ファーストエイド：メンタルヘルスの問題を有する人に対して、適切な初期支援を行うための5つのステップからなる行動計画で、心理的危機に陥った方に対して、専門家の支援が提供される前にどのような支援を提供すべきか、どのように行動すべきか、という対応法を身につけるプログラム。

(3) 健康安全の確保

○健康危機管理体制の強化

- ・ 区民生活の安全確保に向け、国や都、関係機関と連携して、総合的な健康危機管理対策を構築していく必要があります。
- ・ 健康危機発生時の迅速な感染症対応を可能とするため、保健所業務ひっ迫時における全庁的な支援体制の構築が必要です。

○感染症対策

- ・ 区民が正しい知識を持って感染症を予防できるよう、あらゆる年代に向けた正確かつ迅速で効果的な方法により、日常の衛生管理意識や予防行動の啓発を進めるとともに、定期予防接種^{※6}の積極的な接種勧奨を行い接種率の向上を図る必要があります。
- ・ 平時からのICTの活用により、正確で迅速な感染症対応を進めていく必要があります。

○医療安全の推進と医務薬事

- ・ 「患者の声相談窓口」を適切に運用し、患者と医療関係者との信頼関係を深める必要があります。また、診療所等の医療機関に対して、医療安全に関する体制整備状況の確認及び情報提供を行い、引き続き施設の医療安全を確保する必要があります。
- ・ 医薬品等の適正使用、毒物や劇物など化学物質の適切な管理のため、引き続き薬局や販売業者等への監視指導を継続する必要があります。

○食品衛生の推進

- ・ 食品関係事業者のHACCP^{※7}に沿った衛生管理の支援を通じて、食品事故防止に努めるよう食品関係事業者の衛生知識を高める必要があります。
- ・ 食品衛生についての正しい知識の普及啓発のために、様々な機会を通じた情報提供に努めるとともに、区民、食品関係事業者、行政における相互理解に向け、引き続き食の安全性に関するリスクコミュニケーションを深める必要があります。

※6 定期予防接種：予防接種法によって対象疾病、対象者及び接種期間などが定められた予防接種のこと。集団予防と個人予防の観点から特に重要と思われる疾病（ポリオ、麻しん、風しん、高齢者インフルエンザなど）が対象となる。それに対し、予防接種法の対象となっていないものを、任意予防接種という。

※7 HACCP：Hazard Analysis and Critical Control Pointの頭文字をとった言葉で、食品の安全を確保するための衛生管理手法のこと。

○環境衛生の推進

- ・環境衛生関係営業施設等の監視指導と事業者の自主的な衛生管理を推進することにより、衛生的な施設環境の維持向上を図る必要があります。

○動物衛生の推進

- ・獣医師会や関係団体との連携を強化し、人と動物との共生に向け、地域主体の取組を支援するとともに、予防注射接種の推進等の狂犬病発生予防の啓発、ペット及び飼い主のいない猫の糞尿被害防止に努める必要があります。

第4章 目標と計画事業

1 主要項目及びその方向性

(1) 健康づくりの推進

子どもから高齢者まで、全ての区民が生涯にわたって主体的に健康づくりに取り組み、健やかで心豊かに生活できるよう、ライフステージやライフコースに応じた区民一人ひとりのところと身体の健康づくりを支援するため、食生活の改善や運動習慣の定着等、健康診査・保健指導の推進、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康、がん等に関する正しい知識の普及と定着を推進します。

適切な睡眠の意義や取り方に対する普及啓発活動や、ところと身体の健康を保つために必要な知識等への理解を深めていくとともに、精神的な不調については、医療機関等専門機関の受診を勧めるなど、必要な支援につなげられる体制を整えます。

女性は、生涯を通じてホルモンバランスが大きく変動し、ところと身体にも様々な変化が生じるため、世代により注意すべき症状や病気が異なることから、ライフステージの特徴を捉えた健康づくりのポイントを周知・啓発を行います。

生涯にわたり健康で豊かな生活を送るには、歯と口腔の健康の維持・向上が必要であり、歯科健診の受診勧奨や、健康維持のためのさらなる周知・啓発を行います。

主要死因のうち3割近くを占める、がんに対する正しい知識の普及啓発や、国の指針に基づく、死亡率減少について科学的根拠のある効果的な検診の実施と検診の受診率向上を図ります。また、がん患者やその家族等への支援を拡充します。

妊娠・出産・子育て期では、切れ目ない支援のさらなる充実と、各機関との連携体制の強化を図り、安心して子どもを産み、健やかに育てるための、家庭や地域の環境づくりを進めます。また、女性特有の健康問題に対して、包括的に健康づくりを支援します。

高齢になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らせるよう、健康の維持・増進及び健康づくりの支援と、フレイル予防のための活動を推進し、健康寿命の延伸を図ります。

食育については、区民が食を楽しみながら心身ともに健康で豊かな生活を送ることができるよう、個々に適した自分らしい食生活について普及啓発を行います。

(2) 地域医療の連携と療養支援

医療と介護を必要とする区民が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けられるよう、在宅療養の体制の構築を進めていきます。また、東京都や医療関係団体などと連携し、医療法において定められた「地域医療構想^{※8}」により、誰もが質の高い医療を受けられ、安心して暮らせるまちの実現を推進します。

大規模災害の発生に備え、区内医療関係団体等と連携し、医療救護所で医療救護活動を行う医師等の名簿を更新するとともに、医師等を対象としたトリアージ研修の実施、災害用医療資器材・医療品の備蓄管理、防災訓練への参加、関係団体間における情報共有手法の確立等を着実に実施することで、災害時の医療救護体制の充実を図ります。

また、在宅人工呼吸器使用者の現状に合わせた災害時個別支援計画の作成を継続するため、関係機関の連携を強化し、支援体制を整えます。

精神保健医療対策は、入院医療中心から地域生活中心への移行を促進するため、精神疾患に対する誤解や偏見をなくし、当事者や家族等が地域で安定した生活を送ることのできる精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育に関する施策の取組を充実していきます。また、精神疾患は自殺との関連が深いことから、ゲートキーパーの養成など自殺対策と連動した支援体制の整備を推進します。

難病や呼吸器疾患、アレルギー疾患の患者は長期で療養が必要なケースが多いため、患者のニーズに合わせた療養支援体制の充実を図ります。

※8 地域医療構想：2025年に向け、病床の機能分化・連携を進めるために、医療機能ごとに2025年の医療需要と病床の必要量を推計し、定めるもの。

(3) 健康安全の確保

諸外国との人流・物流の増加、人獣共通感染症や薬剤耐性菌の増加等を背景に、今後ますます発生リスクが高まる可能性のある新興感染症や再興感染症^{※9}及び食中毒などの健康危機から区民の健康を守るための迅速で的確な健康危機管理対策を、国や東京都及び医療機関等と連携して構築します。

また、予防計画等に基づき、健康危機発生時の全庁的な支援体制の構築や訓練等の実施などにより、有事への備えを強化します。

感染症対策については、適時的確な方法による発生予防のための啓発を推進するとともに、ICTの効果的な活用により、発生時の迅速な対応及びまん延防止に努めます。特に、予防接種は防ぐことができる病気を予防し、命と健康を守っていくために非常に重要な手段であることから、各種定期予防接種の接種率向上に取り組むとともに、任意予防接種の費用助成を行うなど、適正に予防接種事業を進めます。

また、区民が日常利用する診療所や薬局等の医療機関、飲食店等食品取扱施設、理容・美容・クリーニング施設、公衆浴場、特定建築物^{※10}など、区民の健康に影響を与える事業者の法令遵守や自主的衛生管理が適切に実施できるよう情報提供・支援や監視・指導に努めます。

あわせて、区民及び事業者に対して、食品の安全について、適切に情報提供を行っていくとともに、区民を対象にした住まいの衛生に関する啓発・相談事業を行います。

さらに、動物の適正飼養指導により、動物に対する住民の理解と知識を深め、人と動物が共生できる地域社会を目指します。

※9 新興感染症・再興感染症：新興感染症とは、これまで知られていなかった新しい感染症（新型インフルエンザ、エボラ出血熱等）をいい、再興感染症とは、既に克服したと考えられていたにもかかわらず、再び猛威を振るい始めた感染症（結核・デング熱等）をいう。

※10 特定建築物：建築物における衛生的環境の確保に関する法律に規定する建築物で、興行場、店舗、事務所、学校等、多数の人が利用する相当程度の規模を有するものをいう。

2 計画の体系

大項目	小項目	計画事業		
1 健康づくりの推進	1 健康的な生活習慣の確立	1	健康づくりの普及啓発事業	
		2	主体的な健康づくり事業	
		3	健康診査・保健指導	
		4	糖尿病性腎症重症化予防事業（受診勧奨）	
		5	糖尿病性腎症重症化予防事業（保健指導）	
		6	健康センター事業	
		7	一般健康相談（クリニック）	
		8	受動喫煙等による健康被害の防止	
		9	ヘルスリテラシーの向上	
	2 健康的な栄養・食生活の推進	1	妊産婦の栄養・食生活支援	
		2	乳幼児の栄養・食生活支援	
		3	生活習慣病予防における栄養・食生活支援	
	3 こころの健康づくりの推進	1	広報・啓発活動	
		2	精神保健講演会（睡眠・休養）	
		3	精神保健相談	
	4 女性の健康づくりの推進	1	骨粗しょう症健康診査	
		2	ヘルスリテラシーの向上	<1-1-9再掲>
		3	広報・啓発活動	<1-3-1再掲>
		4	広報・講演会等開催	<1-6-1再掲>
		5	各種がん検診	<1-6-3再掲>
	5 歯と口腔の健康づくりの推進	1	乳幼児期の歯と口腔の健康づくり	
		2	保育園、幼稚園及び学校での歯科保健対策	
		3	歯周疾患検診	
		4	妊娠期の歯と口腔の健康づくり	
		5	高齢者の口腔機能向上教室	
		6	障害者歯科診療事業	
		7	在宅療養者等歯科訪問健診・予防相談指導事業	
		8	歯科保健教育	

凡例

■ は、計画事業量を掲げ、進行管理の対象とする事業です。

（P4「進行管理対象事業」を参照）

【計画事業の表記について】

他の分野別計画で主に実施している事業は、
計画事業名の後に各分野別計画の頭文字と事業番号を記載しています。
高：高齢者・介護保険事業計画 障：障害者・児計画

大項目	小項目	計画事業	
1 健康づくりの推進	6 がん対策の推進	1	広報・講演会等開催
		2	区立小・中学校「がん教育」
		3	各種がん検診
		4	がん検診要精密検査勧奨及び結果把握
		5	医療相談 <3-3-1再掲>
		6	がん患者支援
	7 妊娠・出産・子育てへの切れ目ない支援	1	ぶんきょうハッピーベイビー応援事業
		2	不妊治療に係る支援
		3	妊婦全数面接（ネウボラ面接）
		4	妊婦健康診査
		5	母子・家庭の健康、子育て相談（ネウボラ相談）
		6	母親学級・両親学級
		7	産前産後ケア事業
		8	宿泊型ショートステイ
		9	乳児家庭全戸訪問事業
		10	乳幼児健康診査
		11	発達健康診査
		12	アレルギー相談
		13	バースデーサポート事業
		14	多胎児家庭支援事業
		15	乳幼児家庭支援保健事業
	8 高齢者の健康づくり	1	一般健康相談（クリニック） <1-1-7再掲>
		2	健康診査・保健指導 <1-1-3再掲>
		3	後期高齢者糖尿病性腎症重症化予防事業（受診勧奨）
		4	後期高齢者糖尿病性腎症重症化予防事業（保健指導）
		5	高齢者向けスポーツ教室 高3-1-3
		6	高齢者クラブ活動（健康づくり）に対する支援 高3-1-5
		7	短期集中予防サービス 高3-2-1
		8	介護予防把握事業 高3-2-2
		9	介護予防普及啓発事業 高3-2-3
		10	介護予防ボランティア指導者等養成事業 高3-2-4
		11	文の京フレイル予防プロジェクト 高3-2-5
	9 食育の推進 (文京区食育推進計画)	1	食育普及

大項目	小項目	計画事業	
2 地域医療の連携と療養支援	1 地域医療連携の推進	1	地域医療連携推進協議会・検討部会の運営
		2	在宅医療・介護連携推進事業 高1-2-2
		3	「かかりつけ医・歯科医・薬剤師」の定着 高1-2-3
		4	休日医療の確保
		5	認知症相談 高1-3-7
		6	認知症ケアパスの普及啓発 高1-3-3
		7	認知症サポート医・かかりつけ医との連携 高1-3-6
		8	認知症初期集中支援推進事業 高1-3-8
	2 災害時医療の確保	1	災害用医療資材・医薬品の更新
		2	医師等の区防災訓練への参加
		3	医師等対象の区トリアージ研修の実施
		4	災害医療運営連絡会の開催
		5	在宅人工呼吸器使用者災害時個別支援計画の作成支援
		6	災害時個別支援計画関係者連絡会の実施
	3 精神保健医療対策	1	計画相談支援 障2-1-2
		2	地域安心生活支援事業 障2-1-10
		3	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 障1-4-3
		4	精神障害者の地域定着支援体制の強化 障1-4-4
		5	地域生活安定化支援事業 障1-1-18
		6	地域移行支援 障1-4-5
		7	地域定着支援 障1-4-6
		8	退院後支援事業 障1-4-7
		9	グループホームの拡充 障1-3-1
		10	自立支援医療 障1-6-1
		11	福祉手当の支給 障1-7-1
		12	精神障害回復途上者デイケア事業 障1-5-1
		13	自殺対策推進に係る連携会議の開催
		14	ゲートキーパー養成研修の実施
		15	自殺対策の普及啓発事業の充実
	4 在宅療養患者等の支援	1	難病患者等への療養支援
		2	木よう体操教室 (旧 難病リハビリ教室、パーキンソン病体操教室) 障1-5-4
		3	医療的ケア児支援体制の構築 障4-2-3
		4	医療的ケア児支援コーディネーターの配置 障4-2-4
		5	医療的ケア児在宅レスパイト事業 障4-2-8
		6	公害認定患者等への療養支援
		7	アレルギー疾患患者等への療養支援
		8	アレルギー相談 <1-7-12再掲>

大項目	小項目	計画事業	
3 健康安全の確保	1 健康危機管理体制の強化	1	健康危機管理体制の強化
		2	新型インフルエンザ等感染症医療体制検討会議
		3	感染症有事対応研修・訓練
	2 感染症対策	1	感染症積極的疫学調査
		2	I C Tを活用した感染症対応
		3	結核患者医療費公費負担
		4	結核患者定期病状調査
		5	結核患者服薬支援
		6	H I V・性感染症予防普及啓発イベントの実施
		7	H I V抗体検査
		8	定期予防接種の勧奨
		9	任意予防接種の費用助成
	3 医療安全の推進と医務薬事	1	医療相談
		2	医療施設への立入検査
		3	薬局等薬事衛生関係施設への監視指導
		4	医薬品・家庭用品の検体検査
		5	薬局及び医薬品販売業者対象の薬事講習会
	4 食品衛生の推進	1	食品衛生監視指導
		2	食の安全を確保するための情報共有事業
		3	H A C C Pに沿った衛生管理の支援
	5 環境衛生の推進	1	環境衛生講習会
		2	営業施設の一斉監視指導
		3	特定建築物の立入検査
	6 動物衛生の推進	1	狂犬病予防事業
		2	動物の適正飼養の普及・啓発事業
		3	飼い主のいない猫対策事業

3 計画事業

(1) 健康づくりの推進

すべての区民の健康的な生活習慣の確立と、生涯を通じた健康づくりを支援するため、様々な視点から各ライフステージの特徴に応じた健康づくりのポイントを知り、充実した日々を過ごせるよう支援します。また、関係機関との連携体制を強化し、包括的な支援体制を構築します。

【行動目標】
適正体重（BMI 18.5～25.0未満）の人の増加
40歳代・50歳代男性の肥満（BMI 25.0以上）の減少
30歳代女性のやせ（BMI 18.5未満）の減少
肥満傾向にある子ども（肥満度20%以上）の減少
運動習慣を持つ人の増加
喫煙率の低下
乳幼児がいる家庭での喫煙率の低下
飲酒をする人の内、多量飲酒者（週5日以上1日3合以上飲酒する人）の割合の減少
食生活に気を付けている人の増加
1日3回規則正しく食べる人の増加
1日1回は主食・主菜・副菜をそろえた食事をする人の増加
野菜を食べる人の増加
朝食を毎日食べる人の増加
睡眠による休養が十分とれていない人の減少
ストレスを感じている人の減少
ストレスを解消できている人の増加
3歳児で4本以上のむし歯のある歯を有する児の割合
12歳児でむし歯のない児の増加
40歳以上における歯周炎を有する人の減少
60歳以上における歯周炎を有する人の減少
60歳以上で24歯以上の自分の歯を有する人の増加
40歳以上で喪失歯のない人の増加
50歳以上における咀嚼良好者の増加
定期的に歯科健診を受ける人の増加
丁寧に歯を磨く（1日2回以上磨く・清掃補助用具を使う）人の増加
8020運動についての認知度の増加
口腔機能低下についての認知度の増加
全身疾患とむし歯や歯周病の関連性についての認知度の増加

【行動目標】	
	妊婦の喫煙の防止
	妊娠中の飲酒の防止
	食育についての認知度の増加
	食に関して次のことが重要だと思う人の増加
	食を通じたコミュニケーション
	食事に関するマナーや作法を身につける
	食文化の継承

進行管理対象事業	
健康診査・保健指導	40歳以上の国民健康保険の被保険者及び後期高齢者医療制度に加入する区民等を対象として、健康診査等を継続実施し、生活習慣病の発症や重症化を予防します。
歯周疾患検診	全身の健康に大きく関係のある歯周疾患を予防し、生涯における口腔機能の維持・向上へつなげるために、20歳から81歳までの基本的に5歳刻みの方を対象に歯周疾患検診を実施し、かかりつけ歯科医を持つ機会を提供します。
各種がん検診	胃がん（男女）、大腸がん（男女）、肺がん（男女）、子宮がん（女）及び乳がん（女）検診を実施します。
妊婦全数面接（ネウボラ面接）	保健師等専門職が、すべての妊婦に対し面接を行い、妊娠中の不安の軽減、出産に向けた準備を案内するとともに、支援を要する家庭を把握し、関係機関と連携して適切な支援を行います。
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を対象に、保健師・助産師が訪問し、母子の健康管理や子育てに関する情報提供を行います。支援が必要な家庭に対しては、保健師による相談を継続し、関係機関と連携して適切な支援を行います。
乳幼児健康診査	4か月から3歳までの乳幼児を対象に、発育・発達の状態を確認するとともに、疾病を早期に発見し、適切な治療や療育につなげます。子育てのストレスや育児不安をもつなど子育てが困難な家庭を把握し、関係機関と連携して支援します。

(2) 地域医療の連携と療養支援

地域での在宅療養生活を支えていくために、区民が適切に医療及び介護サービスを利用できるよう情報提供に努めるとともに、連携会議等で地域の医療・介護関係者等の連携支援体制を強化していきます。

また、大規模災害の発生時に医療救護活動を円滑に行うための取組の推進や在宅人工呼吸器使用者の災害時個別支援計画の作成を継続実施します。

さらに精神障害者が地域で安定した生活をする事ができるよう、各種施策を充実させ、難病や呼吸器疾患、アレルギー疾患等で長期療養が必要な患者のニーズに合わせた療養支援体制の構築を図ります。

進行管理対象事業	
地域医療連携推進協議会・検討部会の運営	区内大学病院、都立病院、地区医師会・歯科医師会・薬剤師会等で構成する協議会及び検討部会を通じて、地域医療の現状把握、課題の整理を行って、対応策の協議・検討を行います。
災害用医療資材・医薬品の更新	災害用に備蓄している医療資材・医薬品の更新等を関係団体と連携して行います。
在宅人工呼吸器使用者災害時個別支援計画の作成支援	在宅人工呼吸器使用者に対し、災害時に備え、対象者の状況に応じた具体的な支援方法を盛り込んだ個別支援計画の作成を進めます。

(3) 健康安全の確保

今後もますます発生リスクが高まる可能性のある新興・再興感染症、食中毒などの健康危機管理対策を、国や東京都及び医療機関等と連携して構築します。

また、実践型訓練を含めた感染症有事対応研修・訓練により、職員等による即応体制の構築を図り、有事への備えを強化します。

予防接種については、効果や副反応等の周知と接種勧奨を行い、接種率の向上に努めます。

進行管理対象事業	
⑨ 感染症有事対応研修・訓練	感染症予防計画等に基づき、感染症有事の際に、早期の体制確立に資する研修を実施します。
定期予防接種の勧奨	予防接種法によって対象疾病、対象者及び接種期間などが定められた予防接種の接種率の向上に努めます。特に麻しん・風しんについては、国の予防指針に基づきMR（麻しん・風しん混合）ワクチン第1期及び第2期の接種率95%以上を目指します。

「文の京」ハートフルプラン
文京区地域福祉保健計画
保健医療計画 概要版
(令和6年度～令和11年度)

令和6年(2024年)3月発行

発行/文京区

編集/保健衛生部生活衛生課

〒112-8555 文京区春日一丁目16番21号

03-5803-1223(直通)

<https://www.city.bunkyo.lg.jp/>

印刷物番号 E0123045